

福井県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例新旧対照表  
福井県立職業能力開発校条例（平成五年福井県条例第四号）

改 正 案

現 行

(趣旨)  
第一条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が設置する職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）の名称、位置および業務等ならびに職業訓練の実施に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)  
第一条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第十六条第四項の規定に基づき、同条第一項の職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第一条の二 この条例において使用する用語は、法および職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(名称および位置)

第二条 職業能力開発校の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県立福井産業技術専門学院	福井市
福井県立敦賀産業技術専門学院	敦賀市

名称	位置
福井県立福井産業技術専門学院	福井市
福井県立敦賀産業技術専門学院	敦賀市

(名称および位置)

第二条 職業能力開発校の名称および位置は、次のとおりとする。

(人材開発センターの設置)  
第三条 次の表の上欄に掲げる職業能力開発校に、それぞれ同表の下欄に掲げる人材開発センターを設置する。

職業能力開発校		人材開発センター	
福井県立福井産業技術専門学院	福井県福井人材開発センター		
福井県立敦賀産業技術専門学院	福井県敦賀人材開発センター		

2 福井県福井人材開発センターは福井市に、福井県敦賀人材開発センターは敦賀市にそれぞれ置く。

2 福井県福井人材開発センターは福井市に、福井県敦賀人材開発センターは敦賀市にそれぞれ置く。

(業務)

第四条 福井県立福井産業技術専門学院および福井県立敦賀産業技術専門学院は、法に規定する職業能力開発校の業務を行う。

2 福井県福井人材開発センターおよび福井県敦賀人材開発センターは、次に掲げる業務を行う。

(業務)

第四条 福井県立福井産業技術専門学院および福井県立敦賀産業技術専門学院は、法に規定する職業能力開発校の業務を行う。

2 福井県福井人材開発センターおよび福井県敦賀人材開発センターは、次に掲げる業務を行う。

改正案

- 一 法第十三条に規定する事業主等の行う教育訓練に対する施設および設備の提供ならびに技術援助
- 二 技能検定、技能競技大会等への施設および設備の提供
- 三 前二号に掲げるもののほか、職業訓練および技能検定の振興に必要な業務

(職業能力開発校以外の施設において行うことができる職業訓練)

第五条 法第十五条の六第一項ただし書に規定する条例で定める職業訓練は、主として知識を習得するために行われる職業訓練で規則で定めるものとする。

(職業能力開発校の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練)

第六条 法第十五条の六第三項に規定する条例で定める職業訓練は、労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(職業訓練の基準)

第七条 法第十九条第一項に規定する条例で定める職業訓練の基準は、当該訓練課程ごとの教科、訓練時間、設備その他の事項について規則で定める。

(無料とする職業訓練)

第八条 法第二十三条第一項第三号の条例で定める職業訓練は、職業能力開発校の行う普通職業訓練とする。

(普通職業訓練における職業訓練指導員の資格)

第九条 法第二十八条第一項の条例で定める者は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者または省令第四十八条の三各号のいずれかに該当する者(職業訓練指導員免許を受けた者および職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者)にあっては、省令第三十九条第一号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。

現行

- 一 法第十三条に規定する事業主等の行う教育訓練に対する施設および設備の提供ならびに技術援助
- 二 技能検定、技能競技大会等への施設および設備の提供
- 三 前二号に掲げるもののほか、職業訓練および技能検定の振興に必要な業務

改正案	<p>(規則への委任)  第十條 この条例に定めるもののほか、職業能力開発校の運営等について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附則  この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。</p>
現行	<p>(規則への委任)  第五條 この条例に定めるもののほか、職業能力開発校の運営について必要な事項は、規則で定める。</p>